

各 位

会社名 中部日本放送株式会社
代表者名 代表取締役社長 大石 幼一
(コード番号 9402 名証第一部)
問合せ先 経営戦略センター長 水野 弘之
(TEL 052-259-1268)

認定放送持株会社体制への移行並びに吸収分割契約の締結

及び子会社（分割準備会社）の設立に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 4 月 1 日(予定)を効力発生日として、当社のグループ経営管理事業及び不動産賃貸事業を除く一切の事業（以下「本件事業」といいます）に関する権利義務の一部を当社の完全子会社である C B C テレビ分割準備株式会社（以下「本分割準備会社」といいます）に吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）により承継させる吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます）を締結すること、及び分割準備会社として当社の完全子会社である C B C テレビ分割準備株式会社を設立すること、並びに所定の許認可が得られることを条件として認定放送持株会社に移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社の認定放送持株会社体制への移行は、放送法第 159 条第 1 項に基づく総務大臣の認定が条件となります。

なお、本吸収分割は、当社の完全子会社に事業部門を承継させる会社分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

1. 本持株会社化の背景と目的

放送事業を中核とする当社グループは、地域の情報インフラとして信頼性の高い放送を通じ、民主主義の理想の実現と国民経済の発展に寄与してきました。

しかし、ライフスタイルの多様化、またインターネット社会の発達によりテレビは絶対的強者から相対的強者となり、ラジオは広告媒体としての価値を過小評価されています。

こうした状況の中で、環境の変化に対応しながら厳しい競争に打ち勝ち、将来にわたって地域の情報インフラとしての機能を維持強化していくためには、「信頼」のメディアとして放送の媒体価値を再構築するだけでなく、C B C グループ全体が企業としての競争力を高め、業容を拡大していくことが必要です。

当社は、企業としての安定性と将来の発展を確保するために、現状のグループ体制を分析し、今後の変化に的確に対応できる効果的で効率的な体制のあり様を検討してきました。

その結果、C B C グループ全体の業容最適化と収益力強化を図るため、グループ各社の「自立と協調」を実現する経営組織の整備が必要との判断に至りました。

その手段として、まず平成 25 年 4 月 1 日をもって当社のラジオ事業を株式会社 C B C ラジオへ承継させました。効率的な組織運営、独自の権限と責任で迅速な意思決定を図ることができる組織とすることで、ラジオ事業の健全化とメディアとしての更なる価値向上を企図しています。

さらに、グループの企業力をより強固にすべく、グループ各社の役割分担や責任・権限の範囲を明確にし、「自立性」を強化する経営形態への転換をすすめます。「自立して個で強く、協調したらなお強い」企業集団に向けて進化を遂げたいと考えます。

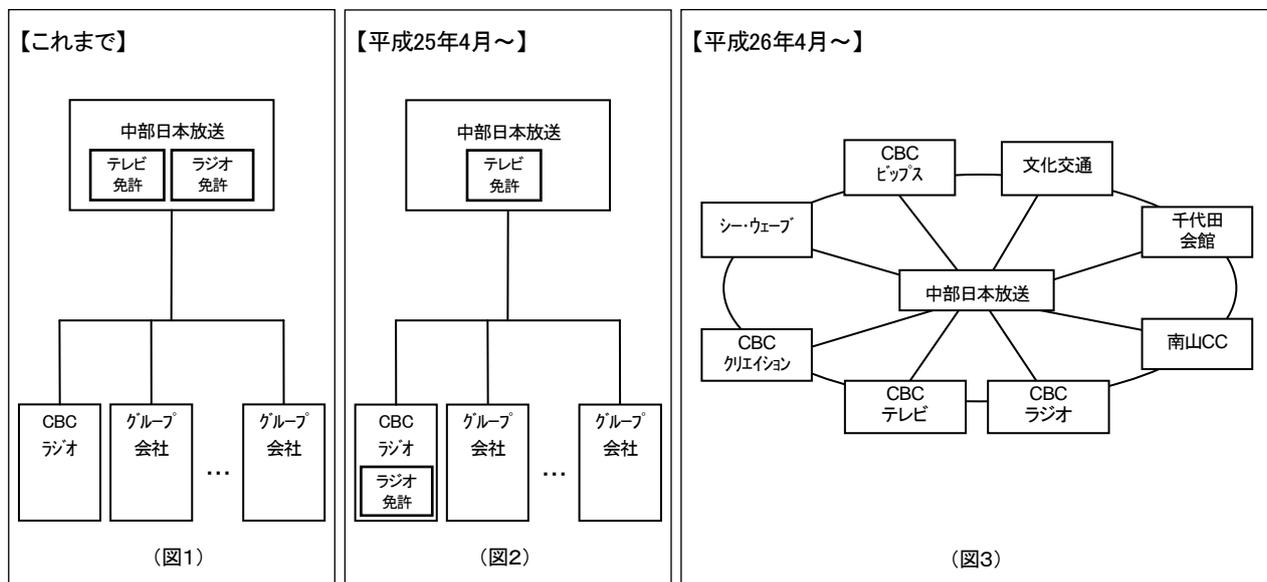
そのための究極の組織が、象徴となる会社を中心としてラジオ、テレビを含めた各グループ企業が同一円周

上に並ぶ組織体です。(図3参照)これが地方のラジオ・テレビ兼営局の新しいあり方であり、現在のカタチは過渡期と言えます。(図2参照)

なお、放送事業者に持株会社制度の利用を認めた認定放送持株会社体制は、当社の考える経営組織と同じ仕組みであるため、この制度を使って新しいグループ体制を構築し、企業価値の最大化を目指していきたいと考えています。

認定放送持株会社体制への移行にあたっては、放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を条件とし、会社法第757条に基づき、当社を分割会社とし、本件事業に関する権利義務を本分割準備会社に承継させる吸収分割を行います。

なお、本分割準備会社は、平成26年4月1日(予定)に本吸収分割の効力が生ずることを条件として、その商号を「株式会社CBCテレビ」に変更する予定です。また、当社の商号は、認定放送持株会社移行後も「中部日本放送株式会社」のままであり、変更はありません。



2. 本吸収分割及び本分割準備会社設立の日程

本分割準備会社設立及び本吸収分割契約締結承認取締役会（当社）	平成 25 年 5 月 10 日（金）
本分割準備会社設立	平成 25 年 5 月 10 日（金）

本吸収分割契約締結（当社及び本分割準備会社）	平成 25 年 5 月 10 日（金）
本吸収分割契約承認株主総会（当社及び本分割準備会社）	平成 25 年 6 月 27 日（木）（予定）
本吸収分割の効力発生日	平成 26 年 4 月 1 日（火）（予定）
商号変更日（本分割準備会社）	平成 26 年 4 月 1 日（火）（予定）

（注）当社の無線局免許に係る免許人の地位については、本分割準備会社に承継することを予定しています。従って、本吸収分割は、(i)当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第 159 条第 1 項に基づく総務大臣の認定を含みます）、(ii)本分割準備会社が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等（当社の有する特定地上基幹放送局その他の無線局の免許の承継に係る電波法第 20 条第 2 項に基づく総務大臣の許可を含みます）又は(iii)本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られない場合には、その効力を失います。

3. 本分割準備会社の設立

本持株会社化に際しては、本吸収分割の効力発生日から円滑に事業を開始するため、本吸収分割に先立ち、当社が 100%出資する本分割準備会社を設立した上で当社を分割会社とし、当社の完全子会社である本分割準備会社に本件事業を承継させる吸収分割を行う予定です。

なお、本分割準備会社の概要については、後記「5. 分割当事会社の概要」をご参照ください。

4. 本吸収分割の要旨

（1）本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である本分割準備会社を承継会社とする吸収分割です。

（2）本吸収分割に係る割当ての内容

本分割準備会社は、本吸収分割に際して、本分割準備会社の普通株式 9,900 株を発行し、その全てを当社に対して割当交付します。

（3）本吸収分割により減少する資本金等

該当事項はありません。

（4）分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

（5）承継会社が承継する権利義務

本分割準備会社は、本吸収分割契約の定めに従い、本吸収分割の効力発生日において当社に帰属する本件事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務の一部（但し、本吸収分割契約において別段の定めがあるものを除きます）を当社から承継します。なお、本分割準備会社が当社から承継する債務については、本分割準備会社が免責的にこれを引き受けます。

（6）債務履行の見込み

本吸収分割後の本分割準備会社は、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていないことから、本吸収分割後においても、本分割準備会社の債務の履行の見込みがあると判断しています。

6. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する事業部門の内容

当社のグループ経営管理事業及び不動産賃貸事業を除く一切の事業

(2) 分割する事業部門の経営成績

	本件事業部門 (a)	平成 25 年 3 月期実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	25,614 百万円	32,448 百万円 (連結)	78.9%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	16,668 百万円	流動負債	3,509 百万円
固定資産	5,151 百万円	固定負債	781 百万円
合計	21,819 百万円	合計	4,290 百万円

(注) 当社の分割する資産及び負債については、上記金額に本吸収分割効力発生日の前日までの増減を加除して確定いたします。

7. 本吸収分割後の分割会社及び承継会社の状況 (平成 26 年 4 月 1 日 (予定))

	分割会社	承継会社
(1) 商号	中部日本放送株式会社	株式会社CBCテレビ (平成 26 年 4 月 1 日付で「CBC テレビ分割準備株式会社」より商 号変更予定)
(2) 事業内容	グループ会社の経営管理、不動産 賃貸等	テレビの放送、番組制作販売、音 楽・スポーツ等のイベント等
(3) 本店所在地	名古屋市中区新栄一丁目 2 番 8 号	名古屋市中区新栄一丁目 2 番 8 号
(4) 代表者の役職・氏名	未定	未定
(5) 資本金	1,320 百万円	100 百万円
(6) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日

8. 会計処理の概要

企業結合会計上、本吸収分割は、共通支配下の取引に該当します。なお、のれんの発生はありません。

9. 今後の見通し

本件吸収分割において、承継会社は当社の完全子会社であるため、本件吸収分割が連結業績に与える影響は軽微であります。

以上